

# 福山市企業立地奨励金制度の概要〔2025(R7).4~2027(R9).3〕

## □工場への立地支援

### ■事業所設置奨励金

市内に事業所を設置する企業のうち、指定基準を満たす者に交付します。

#### ▼対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容
工場	物品の製造、加工または修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設(※1)

#### ▼指定基準

対象事業	立地場所	投下固定資産総額	公害防止対策
新設	工業専用地域 工業地域 準工業地域 市街化調整区域(※2)	5,000万円以上	市と事前協議し実施
増設			

#### ▼奨励内容

区分	対象事業	対象者の条件	助成内容				
			助成対象	助成率	限度額	交付時期	
1	土地助成	新設	● 福山北産業団地第2期事業地を市から直接購入し事業所を設置する場合	土地分譲代金	15%	なし	操業を開始した日以後
2	民間遊休地助成	新設	● 民間所有の遊休状態にある土地を購入し事業所を設置する場合 ● 土地取得面積5,000㎡以上	既存建物撤去費用、 インフラ整備費用等	2/3	2億円	操業を開始した日以後
3	固定資産税助成	新設 増設	● 投下固定資産総額（土地除く）100億円超 ● 事業計画に基づく雇用維持  ● 上記以外	操業日以後、新たに課税された年度から			
				固定資産税 (土地・建物・償却資産)	5年間：100% 初年度：100% 2年度：75% 3年度：50%	なし  各年度 1億円	各年度の税が 完納された年度 の翌年度末
4	資産割事業 所税助成	新設 増設		操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から			
				資産割事業所税	初年度：100% 2年度：75% 3年度：50%	各年度 600万円	各年度の税が 完納された年度 の翌年度末

### ■雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者のうち、一定の条件を満たす者に交付します。

対象者の条件			助成内容		
基準日	対象従業員(※3)	対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
操業を開始した日から1年を経過した日	● 基準日の9か月以上前から引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規雇用者	小規模企業者(※4) 3人以上 中小企業者(※4) 5人以上 その他の者 10人以上	対象従業員 1人当たり 30万円	6,000万円	基準日以後

## ※1 対象施設（工場）

日本標準産業分類（令和5年7月告示）に規定する大分類E 製造業（分類番号09～32）を営む事業者が設置する工場及び附帯施設

分類番号	業種名	分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	17	石油製品・石炭製品製造業	25	はん用機械器具製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	18	プラスチック製品製造業	26	生産用機械器具製造業
11	繊維工業	19	ゴム製品製造業	27	業務用機械器具製造業
12	木材・木製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
13	家具・装備品製造業	21	窯業・土石製品製造業	29	電気機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	22	鉄鋼業	30	情報通信機械器具製造業
15	印刷・同関連業	23	非鉄金属製造業	31	輸送用機械器具製造業
16	化学工業	24	金属製品製造業	32	その他の製造業

## ※2 市街化調整区域

都市計画法上の手続きを経て事業所を設置する場合に限る。

## ※3 対象従業員

操業を開始した日の1年前または指定申請の日から基準日の9か月前までの間に、新規に雇入れた常時使用する従業員

## ※4 中小企業、小規模企業の範囲

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の定める中小企業者、小規模企業者

業種	対象施設					中小企業者 (いずれかを満たす者)		小規模企業者
	工場	流通	試験	本社	情報	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く。）	●					3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業						1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業						5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業						5,000万円以下	50人以下	5人以下

## ■手続きの流れ



- 「①指定申請」は、「④事業着手」の1か月前までに申請してください。
- 税助成等の複数年度にわたる奨励金の交付については、年度ごとに⑩～⑬の手続きを行います。
- 対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、経済総務課までお問い合わせください。

制度の活用をご検討の際には、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

TEL : 084-928-1124 E-mail : keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地

検索

